

第7 泡消火設備

1 共通事項

(1) 加圧送水装置（ポンプを用いるもの及び高架水槽を用いるものに限る。）

ア 設置場所

第4.「屋内消火栓設備」. 1. (1). ア又は(2). アを準用すること。

イ 機器

第4.「屋内消火栓設備」. 1. (1). イを準用すること。

ウ 設置方法

第4.「屋内消火栓設備」. 1. (1). ウ又は(2). イを準用すること。

(2) 水源

第4.「屋内消火栓設備」. 2 ((1). イを除く)を準用すること。

(3) 配管等

配管、管継手及びバルブ類（以下この項において「配管等」という。）は省令第18条第4項第8号の規定によるほか、次によること。

ア 機器

第4.「屋内消火栓設備」. 3. (1)を準用すること。

イ 設置方法等

(ア) 配管内は、起動用水圧開閉装置を用いる方法、第4.「屋内消火栓設備」. 3. (2). ア. (イ)の例による方法等で、常時充水しておくこと（一斉開放弁（乾式流水検知装置を用いた方式の場合は、当該流水検知装置）から泡放水口までの部分を除く。）。◆

(イ) 第4.「屋内消火栓設備」. 3. (2). ウからカまでを準用すること。

(ウ) 駐車のために供される部分、車両が通行するスロープ等（以下この項において「駐車のために供される部分等」という。）では、車両が配管等へ接触することによる折損・破損事故等を防止する措置を講じること。

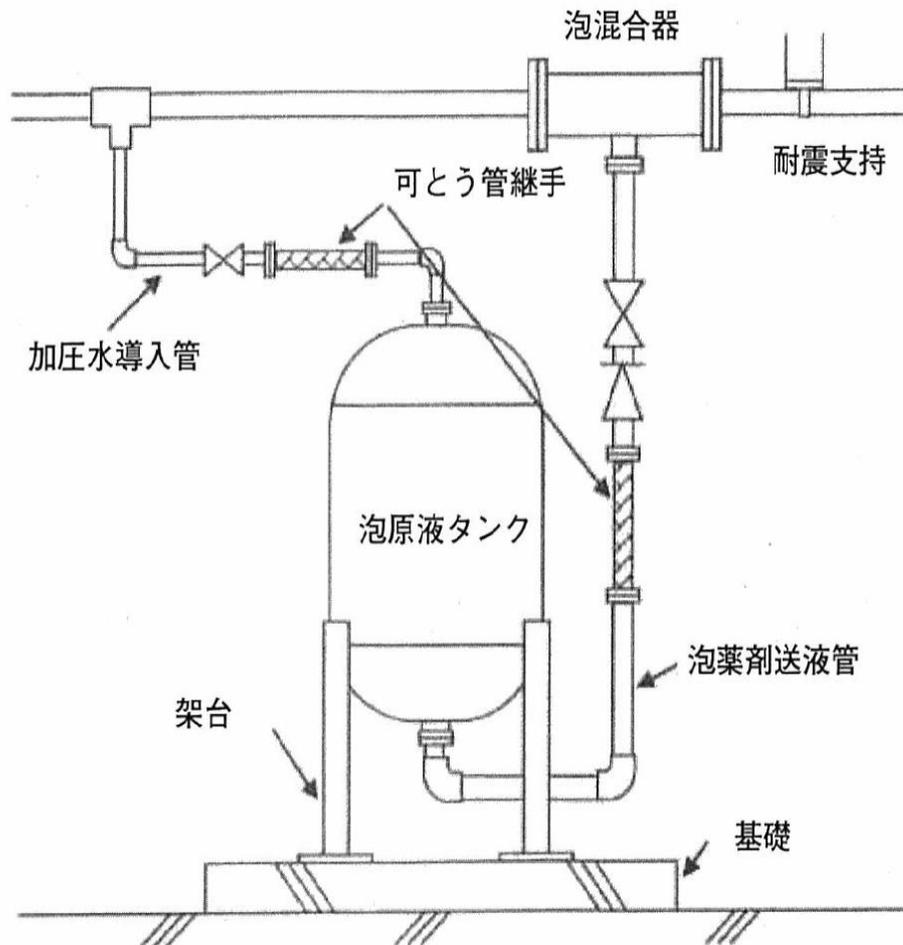
(4) 非常電源、配管等

政令第15条第7号（省令第18条第4項第13号）及び省令第18条第4項第7号の規定による非常電源、配線等は、第4.「屋内消火栓設備」. 5を準用すること。

(5) 貯水槽等の耐震措置

省令第18条第4項第16号の規定による地震による震動等に耐えるための有効な措置は、第4屋内消火栓設備6を準用すること。

また、泡原液タンクの接続配管に可とう管継手を設けること（第7-1図）。



泡原液タンク耐震措置例

第7-1図

2 固定式

(1) ポンプの吐出量

省令第18条第4項第9号ハ。(イ)に規定するポンプの吐出量（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。）は、次によること。

ア 隣接する2放射区域（13項口の用途に供される部分にあつては、一放射区域）の泡ヘッドの個数が最大となる部分において、設けられたすべての泡ヘッドから同時に放射される泡水溶液の毎分当たりの量以上の量とすること。◆

イ 省令第18条第4項第9号の規定が準用する省令第12条第1項第7号ハ。(ニ)ただし書きにより、ポンプを他の消防用設備と併用又は兼用する場合にあつては、第4.「屋内消火栓設備」. 1. (1). ウ. (ア)を準用すること。この場合、他の消火設備が作動した際に、ウォーターハンマー等で泡消火設備の一斉開放弁が作動しないようにされていること。

(2) 水源の水量

ア 省令第18条第2項第1号及び第2号に規定される水源の水量は、次によること。

(ア) 前(1). アに定める泡ヘッドを同時に使用した場合に標準放射量で10分間放射することができる泡水溶液を作るのに必要な量以上の量とすること。

(イ) 他の消防用設備等と併用又は兼用する場合にあつては、それぞれの規定水量を加算し

て得た量以上とすること。

イ 前アのほか、省令第18条第2項第5号に規定する泡水溶液は、ポンプから最遠の2放射区域までの配管を満たす量を作るのに必要な水量を加算すること。◆

(3) 放射区域

ア 自動車の修理又は整備の用に供される部分及び駐車のために供される部分等（以下この項において「駐車場等の部分」という。）における省令第18条第4項第5号に規定される1の放射区域の面積（50㎡以上100㎡以下）は、不燃材料で造られた壁等により、火災の延焼拡大が一部に限定される場合にあっては、その放射区域の面積を50㎡以下とすることができる。

イ フォームウォーター・スプリンクラーヘッドを用いる(13)項の用途に供される部分の泡消火設備の放射区域は、当該部分の床面積の1/3分以上の面積で、かつ、200㎡以上（当該面積が200㎡未満となる場合にあっては、当該床面積）となるように設けること。

(4) 泡消火薬剤混合装置等◆

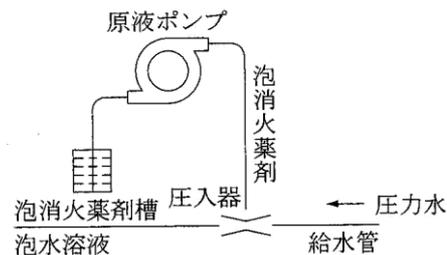
ア 泡消火薬剤混合装置は、省令第18条第4項第14号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、次によること。

混合方式は、プレッシャー・サイド・プロポーション方式、プレッシャー・プロポーション方式又はポンプ・プロポーション方式とし、使用する泡消火薬剤の種別に応じ、規定される希釈容量濃度が確実に得られるものであること。

※ 混合方式

① プレッシャー・サイド・プロポーション方式

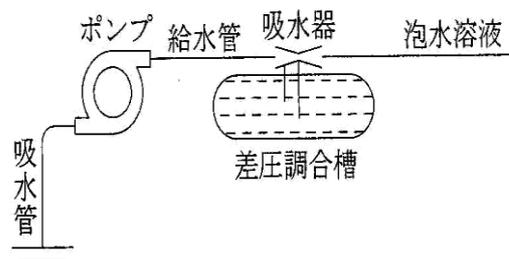
送水管途中に混合器（圧入器）を設け、泡消火薬剤槽から泡原液ポンプで泡原液を圧送して希釈容量濃度の泡水溶液とするもの（第7-2図参照）



第7-2図

② プレッシャー・プロポーション方式

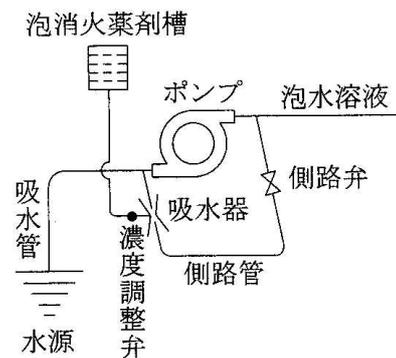
送水管途中に差圧調合槽と混合器（吸入器）を接続して、水を泡原液槽内に送り込み、泡消火薬剤の置換えと送水管への泡原液吸込作用との両作用によって流水中に泡消火薬剤を混合させて希釈容量濃度の泡水溶液とするもの（第7-3図参照）



第7-3図

③ ポンプ・プロポーショナー方式

加圧送水装置のポンプの吐出側と吸水側とを連絡するバイパスを設け、そのバイパスの途中に設けられた混合器（吸水器）にポンプ吐出水の一部を通し、濃度調整弁でその吸込量を調節し、泡消火薬剤槽からポンプ吸水側に泡原液を吸引して希釈容量濃度の泡水溶液とするもの（第7-4図参照）



第7-4図

イ 起動装置の作動から泡放出口の泡水溶液の放射までに要する時間は、概ね1分以内であること。

ウ 泡消火薬剤と水とを混合させる部分に用いるベンチュリー管等の機器（以下この項において「混合器」という。）又は泡消火薬剤と水を混合させる部分の配管結合は、放射区域を受け持つ一斉開放弁の直近に設けること。ただし、一斉開放弁までの配管内に規定される希釈容量濃度の泡水溶液を常時充水する配管とする場合にあっては、この限りでない。

(5) 泡放出口◆

ア フォームヘッド（合成界面活性剤泡消火薬剤及び水成膜消火薬剤を用いるものに限る。）は、省令第18条第4項第14号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、認定品を使用すること。

イ 認定品であるフォームヘッドを用いる場合は、認定時に組み合わせを指定された泡消火薬剤を用いること（フォームヘッドのメーカーの技術資料等により確認する。）。

(6) 泡放出口の配置等◆

省令第18条第1項第2号及び第3号の規定並びに認定品の仕様によるほか、駐車場の部分に設けるフォームヘッド（合成界面活性剤消火薬剤及び水成膜泡消火薬剤を用いるものに限る。）は、省令第18条第4項第14号の規定に基づく告示基準が示されるまでの間、次によること。

ア 使用するフォームヘッドの許容取付高さ（各ヘッドごとに決められたヘッドの取付け高さの上限値及び下限値の範囲をいう。）において、放射区域の各部分から一のフォームヘッドまでの水平距離が2.1m以下となるように設けること。ただし、側壁型のフォームヘッドは設計仕様の水平距離内に設けること。

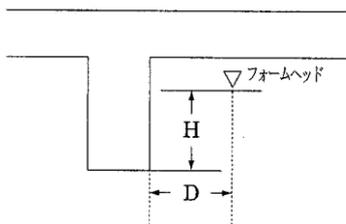
イ 配置形による間隔

配置形による間隔は、第6.「スプリンクラー設備」.別表第6-1の計算（ $r=2.1$ とする。）を参照すること。

ウ はり、たれ壁等がある場合のフォームヘッドの設置は、第7-5図及び第7-1表の例によること。ただし、側壁型で認定されたフォームヘッド等で円状に放射しないフォームヘッドの場合や、当該ヘッドからの放射が妨げられる部分が他のフォームヘッドにより有効に警戒される場合にあっては、この限りでない。

第7-1表

D (m)	H (m)
0.75 未満	0
0.75 以上 1.00 未満	0.10 未満
1.00 以上 1.50 未満	0.15 未満
1.50 以上	0.30 未満



第7-5図

エ 防火対象物内の駐車のために供される部分等で、機械式駐車機等で複数の段に駐車できるものは、最上段の天井部分の他、下段に対しても泡が放射されるように、車両の背面又は車両と車両の間に配管を設けてフォームヘッドを設置すること。この場合、感知用のヘッドは、天井面のみに設置することで支障ない。

なお、側壁型で認定されたフォームヘッドを設置する場合は、当該ヘッドから有効に放射できるように設置すること。ただし、構造体によって最上階以外の段に設置できないものは、構造体の1つのユニットの周囲全体から放射できるように、周囲に設置すること

(7) 起動装置◆

ア 自動式の起動装置

省令第18条第4項第10号イの規定によるほか、次によること。

(ア) 閉鎖型スプリンクラーヘッド又は火災感知用ヘッド（以下この項において「自動起動用ヘッド」という。）を用いる場合

a 自動起動用ヘッドは、各放射区域ごとに次により設けること。

(a) 標示温度は、79℃未満のものを使用し、1個の警戒面積は、20 m²以下とすること。

(b) 取付け面の高さは、感度種別が2種の自動起動用ヘッドにあつては床面から5m以下（自動起動用ヘッド1個の警戒面積を11 m²以下とする場合は10m以下）、また、感度種別が1種の自動起動用ヘッドにあつては床面から7m以下（自動起動用ヘッド1個の警戒面積を13 m²以下とする場合は10m以下）とし、火災を有効に感知できるように設けること。（第7-2表参照）。

※ 自動起動用ヘッドを設ける位置がこれらの高さを超える場合は、次の(イ)により感知器で起動させること。

第7-2表 自動起動用ヘッドの設置方法

感度種別	警戒面積	取付高さ	感度種別	警戒面積	取付高さ
1種	20 m ² 以下	7 m以下	2種	20 m ² 以下	5 m以下
	13 m ² 以下	10m以下		11 m ² 以下	10m以下

b 起動用水圧開閉装置の作動と連動して加圧送水装置を起動するものにあつては、第6 . 「スプリンクラー設備」. 1. (9). ア. (ア)の例によること。

(イ) 感知器を用いる場合

a 感知器は各放射区域ごとに規則第23条第4項に規定される基準の例により設けること。この場合、感知器の種別は、努めて熱式の特種（定温式に限る。）、1種又は2種を使用すること。

- b 非火災報による誤作動対策を講じる場合は、第8.「不活性ガス消火設備」. 1. (12). カ. (7)を準用すること。

イ 手動式の起動装置

- (ア) 省令第18条第4項第10号ロ. (ロ)の規定による手動式の起動装置は、手動式の起動装置を放射区域ごとにその直近に1個設けること。
- (イ) 駐車のために供される部分等に設ける手動式の起動装置には、車両の衝突による破損を防ぐための防護措置がなされていること。◆
- (ウ) 政令別表第1(13)項ロの用途に供される部分にあつては、放射区域ごとに火災の表示装置の設置場所及び放射区域の直近で操作に便利な場所に集結してそれぞれ1個設けること。◆

ウ フォームヘッドによる固定式泡消火設備（駐車のために供される部分等に設けるもの）には、アの自動式の起動装置及び前イの手動式の起動装置を設置すること。◆

(8) 自動警報装置等 省令第18条第4項第12号の規定によるほか、次によること。

ア 一の流水検知装置が警戒する区域の面積は、3,000㎡以下とし、2以上の階にわたらないこと。ただし、主要な出入口から内部を見とおすことができる場合にあっては、当該面積を3,000㎡以上とすることができる。◆

イ 音響警報装置は、第6.「スプリンクラー設備」. 1. (8). イによること。

(9) 制御弁等

ア 泡消火設備の配管には、前(8)の自動警報装置を設置する系統ごとに省令第14条第1項第3号に規定する制御弁を設置すること。◆

イ 各放射区域の一斉開放弁の一次側及び二次側には仕切弁を設置すること。◆

(10) 泡消火薬剤の貯蔵量◆

省令第18条第3項に規定される泡消火薬剤の貯蔵量（高発泡用泡放出口を用いるものを除く。）は、前(2). ア(ア)及びイに定める泡水溶液の量に泡消火薬剤の種別に応じた希釈容量濃度を乗じて得た量以上の量とすること。

(11) 泡消火薬剤貯蔵タンク◆

ア 加圧送水装置若しくは泡消火薬剤混合装置の起動により圧力が加わるもの又は常時加圧された状態で使用するものにあつては、圧力計を設けること。

イ 泡消火薬剤の貯蔵量が容易に確認できる液面計又は計量棒等を設けること。

ウ 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）の適用を受けるものにあつては、当該法令に規定される基準に適合するものであること。

(12) 配管の摩擦損失計算等 配管の摩擦損失計算は、「配管の摩擦損失計算の基準（平成28年消防庁告示7号）」によるほか、次のいずれかによること。

ア 実高、配管の摩擦損失水頭等の影響による放射圧力の増加に伴う放射量の増加を求め、摩擦損失計算を行う方法（屋内消火栓 資料3 配管の摩擦損失計算の基準）

イ 前(3)に定める放射区画に設置する各泡放出口から放射量（個々の放出口の仕様書による。）を標準放射量として摩擦損失計算を行う方法（各放射区域の泡放出口をトーナメント配管により設けるものに限る。）

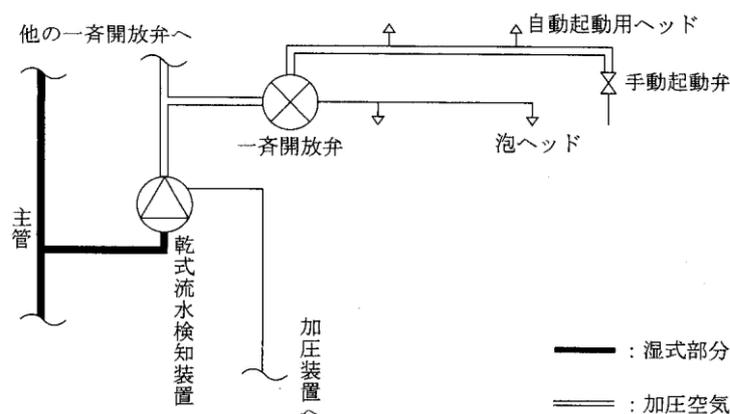
3 乾式流水検知装置を用いた方式

常時配管内を湿式とすることにより凍結による障害が生じるおそれがある場合にあっては、次により乾式流水検知装置を用いた泡消火設備することができる（第7-6図参照）。

- (1) 乾式流水検知装置の二次側配管は、第6.「スプリンクラー設備」. 4.(7)を準用すること。
- (2) 自動起動用ヘッドの形状は、第6.「スプリンクラー設備」. 4.(8).アを準用すること。
- (3) 乾式流水検知装置の二次側に圧力を設定するための加圧装置の供給能力は、第6.「スプリンクラー設備」. 4.(2)を準用すること。
- (4) 本方式に用いる一斉開放弁は、空気圧により正常に作動するものを用いること。

※ 本方式は、乾式流水検知装置から、一斉開放弁及び自動起動用ヘッドまでの配管内を常時加圧ガスで充満しておき、凍結による障害を防止する方式の泡消火設備である。

また、凍結防止を考慮した泡消火設備としては、予作動式流水検知装置を用いて当該流水検知装置の二次側配管を乾式として自動起動用ヘッドの作動又は一斉開放弁の作動前に感知器等の作動と連動して当該流水検知装置を作動させるものもある。



第7-6図 乾式流水検知装置を用いた泡消火設備系統例

4 移動式

移動式の泡消火設備を設置することができる部分の取扱いについては、次によること。

なお、建基法第68条の26に基づき、建基政令第108条の3第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けた自走式自動車車庫については、別記1「多段式の自走自動車車庫に係る消防用設備等の設置」によるほか、次の(2)から(9)までによること。

(1) 移動式の泡消火設備を設置することができる部分

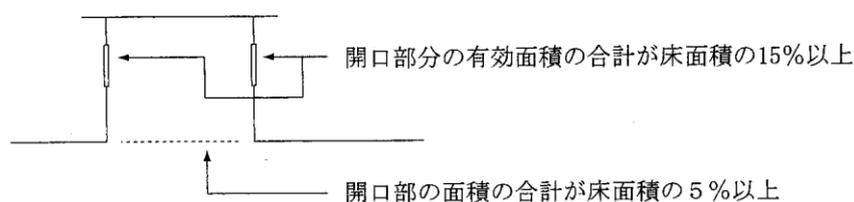
省令第18条第4項第1号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所は、開口部が一の壁面のみにある場合や壁面の下方部のみにある場合など、当該開口部が偏在する等により、法第2条第4号の防火対象物関係者が、安全な初期消火活動及び安全に避難できないおそれのあるもの以外で、防護部分が次によるものであること。

また、防護部分の開口部には、火災時に閉鎖されることを前提とする開口部（延焼のおそれのある部分の開口部）、目隠しのためのルーバー又はガラリを設けた開口部等は含まないこと。

ア 駐車場等の部分に設けるもの

- (ア) 完全開放の屋上駐車場又は高架下の駐車場等で、周壁がなく柱のみである部分若しくは周囲が危害防止上の鉄柵のみで囲まれている部分
- (イ) 外気に面する外壁開口部が常時開放された構造のもので、かつ、排煙上有効な開放部分の合計面積が当該床面積の15%以上ある部分
- (ウ) 長辺の一边の全面について常時外気に直接開放されており、かつ、他の一边について当該壁面の面積の2分の1以上が常時外気に直接開放されている部分

- (エ) 四辺（構造上必要な柱部分以外の当該場所の全周）の上部 50cm 以上の部分が常時外気に開放されている部分
- (オ) 天井部分（上階の床を兼ねるものを含む。）の開口部（物品が置かれる等して、閉鎖されるおそれのないものに限る。）の有効開口面積の合計が当該場所の面積 15%以上確保されている部分
- (カ) 地上階にある防護区画で、当該防護区画以外から手動又は遠隔操作により容易に（一の動作又は操作で可能であるものをいう。）開放することができる次のいずれかの開口部（外気に面する扉等）を有するもの
 - a 排煙上有効な開口部分の有効面積の合計が床面積の 20%以上のもの
 - b 有効な排煙装置を有するもので開口部分の有効面積の合計が床面積の 15%以上（有効な排煙装置とは 5 回毎時以上の排煙能力のあるもの）
 - c 排煙上有効な越屋根を有するもので、開口部分の有効面積の合計が床面積の 15%以上のもの（排煙上有効な越屋根とは、越屋根部分の開口部の面積の合計が床面積の 5%以上あるものをいう。第 7-7 図参照）。



第 7-7 図 越屋根の例

※ 前(イ)、(オ)及び(カ)において、開口部の割有を算定する基準となる床面積は、移動式泡消火設備で防護する水平投影面積とする。

- イ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫等に設けるもの
 - 政令別表第 1 (13)項ロの用途に供される部分又は防火対象物の屋上部分で、回転翼航空機等の発着の用に供されるもの（以下この項において「飛行機又は回転翼航空機の格納庫等」という。）にあつては、次に掲げる部分
 - (ア) 前アに掲げる部分。ただし、(13)項ロの防火対象物又は(13)項ロの用途である部分にあつては、主たる用途に供する部分の床面積が 1,000 m²以上のものを除く。
 - (イ) 航空機の格納位置が限定されるもので、当該床面積（格納される航空機の全長に全幅（回転翼そのものは含まない。）を乗じた数値を床面積とする。）以外の部分
 - (2) ポンプの吐出量
 - 省令第 18 条第 4 項第 9 号ハ、(イ)に規定されるポンプの吐出量は、次の量以上とすること。
 - ア 駐車場等に設けるもの
 - ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上における当該設置個数（設置個数が二を超えるときは、二とする。）に 130 L/min を乗じて得た量以上の量
 - イ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫等に設けるもの
 - ノズルの設置個数が最も多い階又は屋上における当該設置個数（設置個数が二を超えるときは、二とする。）に 260 L/min を乗じて得た量以上の量
 - ウ ポンプを他の消防用設備と併用又は兼用する場合にあつては、第 4. 「屋内消火栓設備」.
1. (1). ウ. (ア)によること。

(3) ポンプの全揚程

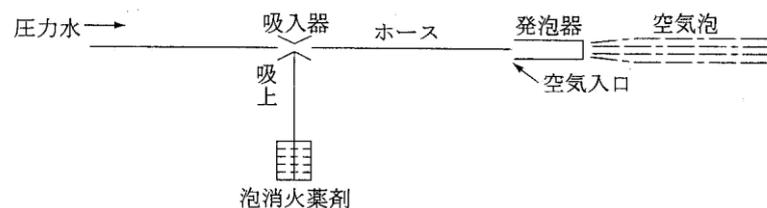
省令第18条第4項第9号ハ、(ロ)に規定されるノズル先端の放射圧力換算水頭は、35m以上とすること。

(4) 泡消火薬剤混合装置等

ア 混合方式は、プレッシャー・プロポーショナー方式、プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式又はライン・プロポーショナー方式（ピックアップ式を除く。）とすること。

※ ライン・プロポーショナー方式

送水管系統の途中に混合器（吸入器）を接続し、泡消火薬剤を流水中に吸い込ませ指定濃度の泡水溶液として送水管によりノズル等に送り、空気を吸い込んで泡を発生させるもの（第7-8図参照）。



第7-8図

イ プレッシャー・プロポーショナー方式の混合器及び泡消火薬剤槽は、泡放射用器具の格納箱内に収納しておくこと。

ウ プレッシャー・サイド・プロポーショナー方式の混合器（2管式のものに限る。）は、泡放射用器具の格納箱に収納するか又はその直近（概ね5m以内）に設置すること。

エ 泡消火薬剤の貯蔵量及び泡消火薬剤貯蔵タンクは、前2.(10)及び(11)によること。

(5) 起動装置

省令第12条第1項第7号へ及びトの規定の例により設けるほか、配管内における圧力の低下を検知してポンプを起動させるものは、第4.「屋内消火栓設備」. 4を準用すること。

この場合の起動用水圧開閉装置の設定圧力は、「 $H1+0.4$ MPa」とすること。

(6) 泡放射用具格納箱の構造及び表示

ア 構造

第4.「屋内消火栓設備」. 7.(1).ウ.(ア)の例によること。ただし、扉の表面積にあつては 0.8 m²以上とするものとする。

イ 灯火及び表示

加圧送水装置の始動を明示する表示灯を第4.「屋内消火栓設備」. 7.(1).ウ.(カ). b及びcの例により設けること。

(7) ホース接続口◆

第4.「屋内消火栓設備」. 7.(1).ウ.(イ)の例により設けるほか、開閉の操作は、2動作以下でできるものとし、かつ、水のみを放射することができる構造とすること。

(8) ホース及びノズル◆

ホースの長さは、ホースの接続口から防護対象物の各部分に消防用ホースを延長した場合に有効に放射できる長さとする。この場合のホースの全長は20m以下とすること。

(9) 配管の摩擦損失等

配管の摩擦損失計算等は第 4. 「屋内消火栓設備」、資料 3 「配管の摩擦損失計算の基準（平成 28 年消防庁告示 7 号）」によるほか、各ノズルの放射量を、駐車場等の部分にあつては 130 L/min、飛行機又は回転翼航空機の格納庫にあつては 260 L/min として摩擦計算を行うこと。

5 表示及び警報

第 4. 「屋内消火栓設備」、10 を準用すること。

6 総合操作盤

総合操作盤 総合操作盤は、省令第 18 条第 4 項第 15 号の規定によること。

7 性能鑑定を取得している特定消火機器の取扱い

別記 2 「性能鑑定を取得している特定消火機器に係る技術上の基準の特例」に示す特定消火機器については、政令第 32 条の特例を適用し、泡消火設備の代替設備として設置することができる。ただし、平成 25 年 3 月 31 日までに性能鑑定を取得しているものに限る。

8 PFOS 含有泡消火薬剤の混合使用

別記 3 「PFOS 含有泡消火薬剤の混合使用について」によること。

別記1

多段式の自走式自動車車庫に係る消防用設備等の設置

1 消火設備の設置

次の(1)から(4)までのすべての基準に適合する多段式の自走式自動車車庫（地階、無窓階、11階以上又は31mを超える階の部分を除く。）については、省令第18条第4項第1号の「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所として取扱い、泡消火設備又は粉末消火設備を移動式とすることができること。

(1) 建基法第68条の26に基づき、建基政令第108条の3第1項第2号及び第4項に規定する国土交通大臣の認定を受けた自走式自動車車庫であること。

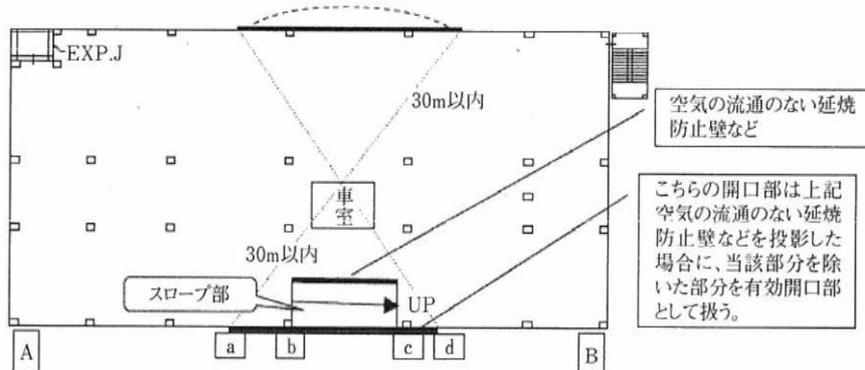
(2) 外周部の開口部の開放性は、次のアからエまでのすべてに該当すること（以下この項において「有効開口部」という）。ただし、外周部に面して設けられる付帯施設の壁の部分のほか、スロープ部（自動車が上階又は下階へ通行するための傾斜路をいう。以下同じ。）で、当該スロープ部の段差部に空気の流通のない延焼防止壁等が設けられている部分及び空気の流通のない延焼防止壁等を外周部に投影した部分（第1-1図及び第1-2図参照）は、有効開口部とみなさないこと。

ア 有効開口部は、常時直接外気に開放（目隠しのためのルーバー、ガラリ等を設けた場合を除く。）されていること。

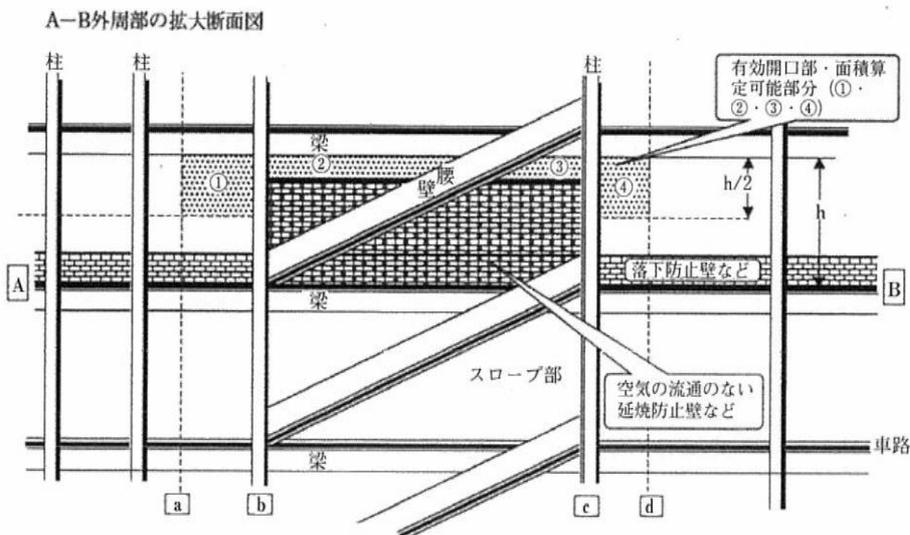
イ 各階における外周部の有効開口部の面積の合計は、当該階の床面積の5%以上であり、かつ、当該階の外周長さに0.5mを乗じて得た値の面積以上とすること。

ウ 車室の各部分から水平距離が30m以内の外周部において12㎡以上の有効開口部が確保されていること。

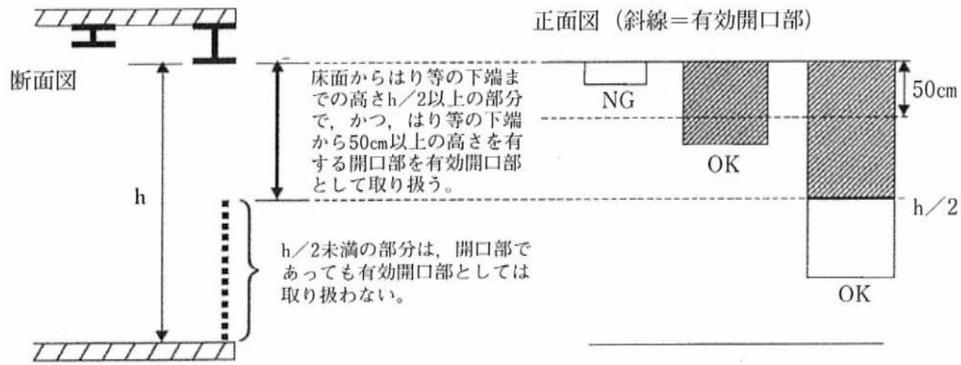
エ 有効開口部として取り扱う部分は、床面からはり等の下端（はり等が複数ある場合は、最も下方に突き出したはり等の下端とする。）までの高さが1/2以上の部分とし、かつ、はり等の下端から50cm以上の高さを有する開口部の部分に限ること（第2図参照）。



第1-1図 有効開口部の取扱い

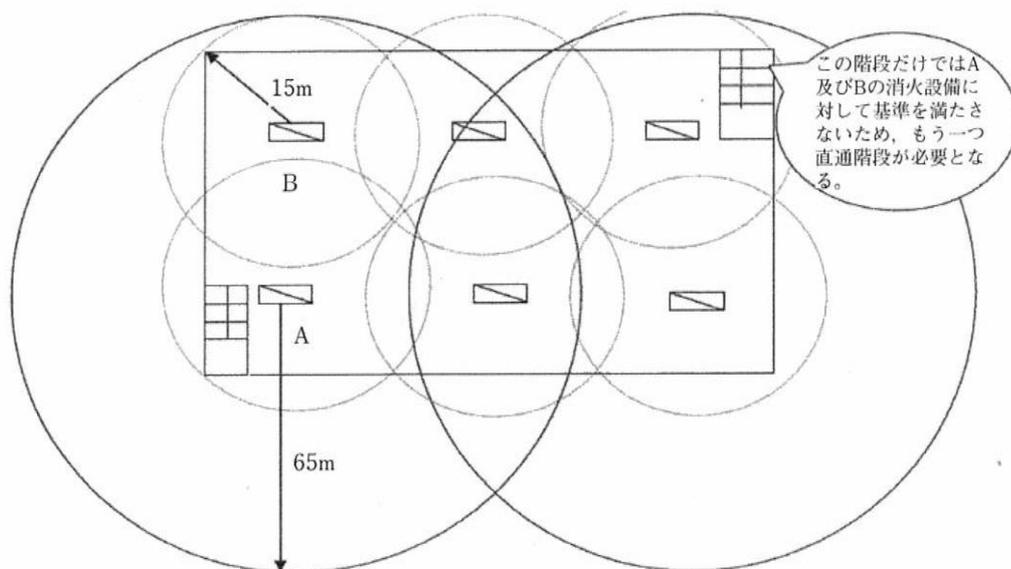


第1-2図 有効開口部の取扱い（断面詳細図）



第2図 有効開口部として取り扱う部分

- (3) 建基政令第120条に規定する直通階段（スロープ部を除く。）は、いずれの移動式の消火設備の設置場所からも、その一の直通階段の出入口に至る水平距離が65m以内に設けてあること（第3図参照）。
- (4) 隣地境界線及び隣接建築物との距離は、次によること。
- ア 4層5段以下の自走式自動車駐車場は、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部（四辺のうち、長辺の一辺は、道路等の外気に直接開放された空間に面しているものに限る。ウにおいて同じ。）の間に0.5m以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた高さ1.5mの防火壁を設けること。
- なお、当該防火壁が前(2)の有効開口部の部分に重複する場合は、当該重複部分を有効開口部から除外すること。
- イ 4層5段以下の自走式自動車駐車場で、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間の距離を1m以上とした場合は、前アの防火壁を設けないことができること。
- ウ 5層6段以上の自走式自動車駐車場は、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間に2m以上の距離を確保し、各階の外周部に準不燃材料で造られた高さ1.5mの防火壁を設けること。
- なお、当該防火壁が前(3)の有効開口部の部分に重複する場合は、当該重複部分を有効開口部から除外すること。
- エ 5層6段以上の自走式自動車駐車場で、隣地境界線又は同一敷地内の他の建築物と外周部の間の距離を3m以上とした場合は、前ウの防火壁を設けないことができること。



第3図 直通階段の配置例

2 その他

- (1) 自走式自動車車庫のうち、1層2段及び2層3段の自走式自動車車庫については、1層2段及び2層3段の自

走式自動車車庫について（平成7年1月27日予予第41号予防部長通知）により、取り扱うことができること。

- (2) 前1に該当する自走式自動車車庫に自動火災報知設備を設置する場合は、同(3)、アからエまでに該当する有効開口部から5m未満の部分について、省令第23条第4項第1号ロの「外部の気流が流通する場所」として取り扱うことができること。
- (3) 移動式の粉末消火設備を設ける場合は、第8.「不活性ガス消火設備」. 3.(2)及び第10.「粉末消火設備」. 4.(2)を準用すること

別記2

性能鑑定を取得している特定消火機器に係る技術上の基準の特例

1 適用対象

性能鑑定を取得している特定消火機器（以下「性能鑑定取得機器」という。）で、性能鑑定の評価結果にある基準の範囲で設置されているものについては、政令第32条又は条例第47条の基準の特例を適用し、泡消火設備の代替設備として設置することができること。この場合、基準の特例の審査にあたっては、各性能鑑定取得機器の評価結果の設置基準等と整合していることを確認すること。

なお、次に示すような設置状況（設置場所、設置範囲、設置高さ等をいう。以下同じ。）から、設置基準等のみでは確認できない内容がある場合を除くものであること。

- (1) 性能鑑定取得機器の設置状況に関して、検証実験等による確認を行う必要があるもの
- (2) 性能鑑定取得機器の設置状況に関して、性能鑑定の評価結果で当該性能鑑定取得機器の性能等が評価されていない部分を含むもの
- (3) その他、性能鑑定の評価結果と整合していない部分を含むもの

2 適用対象となる性能鑑定取得機器

- (1) 閉鎖型泡消火システム（CF システム）（株式会社ヤマトプロテック製、鑑特第192号）
- (2) 閉鎖型泡消火システム（CF システムⅡ）（株式会社ヤマトプロテック製、鑑特第218号）
- (3) 閉鎖型噴霧消火システム（Ⅱ型・NS型）（能美防災株式会社製、鑑特第207号及び鑑特第208号）

3 基準の特例の申請

基準の特例の申請に係る事項等は、次によること。

- (1) 性能鑑定取得機器を、政令又は条例の規定に基づき設置する泡消火設備の他、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び連結散水設備の代替設備として設置する場合は、代替設備として該当する全ての消防用設備等を申請させること。
- (2) 添付書類は、原則として次のものとする。
 - ア 防火対象物概要（構造、面積、用途、建物着工、設備着工及び竣工予定等）及び図面（案内図、配置図、平面図、断面図等）
 - イ 性能鑑定取得機器の概要（ヘッド、流水検知装置、加圧送水装置等の使用機器の構成及び仕様、水源水量、配管等の摩擦損失計算書、感知部との連動フロー、総合操作盤との関連動作フロー図等）
 - ウ 性能鑑定取得機器の適用範囲の概要及び平面図（駐車場等の部分、性能鑑定取得機器を設置する部分、他の消火設備等を設置する部分、防火区画等を色別等により明示したもの）
 - エ 性能鑑定取得機器の消火設備図（配管系統図、性能鑑定取得機器を設置する階の平面図）
 - オ 性能鑑定取得機器に係る水系消火設備図（配管系統図、性能鑑定取得機器を設置する階の平面図）
 - カ 感知部が設置される場合、感知部の設備図（専用の感知部としての感知器又は自動火災報知設備の感知器の設備系統図及び平面図、性能鑑定取得機器との連動フロー等）
 - キ 性能鑑定の評価結果（性能鑑定の評価結果に基づく設置工事完了時の試験基準及び点検基準を含む。）
 - ク その他必要な図書
- (3) 性能鑑定取得機器に係る工事、届出、検査等
 - ア 工事は、当該性能鑑定取得機器の構造、性能、工事方法等に精通した第1類又は第2類の甲種消防設備士に行わせるよう指導すること。
 - イ 着工届は、法第17条の14に準じて届出させて処理すること。
 - ウ 設置届は、法第17条の3の2の規定に準じて届出させて処理すること。
 - エ 検査及び検査結果は、第4章第2節第4「泡消火設備」Ⅱ「検査要領」に準じて検査を実施し、処理すること。この場合、検査済証は交付しないものであること。
 - オ 性能鑑定取得機器の着工届に係る添付図書で、基準の特例適用等申請書に添付した図書と重複するものにあつては、これを省略することができること。
- (4) 試験基準及び点検基準

性能鑑定取得機器の設置工事完了時の試験基準及び点検基準は、性能鑑定の評価結果に基づく当該基準によることとするほか、次によること。

 - ア 定期点検は、法第17条の3の3の規定に準じて実施し、その結果を報告するよう指導すること。
 - イ 点検者は、当該性能鑑定取得機器の構造、性能、工事方法等に精通している第1類若しくは第2類の消防設備士又は第1種消防設備点検資格者が行うように指導すること。

別記3

PFOS 含有泡消火薬剤の混合使用について

1 規制の背景

平成21年5月に開催された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約第4回締約国会議において、ペルフルオロオクタンスルホン酸（以下「PFOS」という。）又はその塩が新規規制対象物質として条約付属書Bに追加されたことを踏まえ、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）」及び「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令（昭和49年政令第202号）」が一部改正され、泡消火薬剤にも含まれているPFOS又はその塩が第一種特定化学物質として指定されるとともに、PFOS又はその塩を含有する製品の新規製造及び輸入が原則として禁止された。

2 混合使用の条件

PFOS又はその塩を含有する泡消火薬剤（以下「PFOS含有泡消火薬剤」という。）については、現在残っている在庫が無くなった場合など、同じ型式の泡消火薬剤を補充できない可能性があることから、次の(1)から(3)の条件に適合する場合には、PFOS含有泡消火薬剤に異なる型式の泡消火薬剤を補充することができる。

- (1) 補充する泡消火薬剤を当該泡消火設備において使用しているPFOS含有泡消火薬剤と任意の割合で混合する場合において、泡消火薬剤の技術上の規格を定める省令（昭和50年自治省令第26号）に規定する基準に適合することが確認されていること。
- (2) 当該泡消火設備において使用している泡ヘッドは、当該泡消火設備で使用しているPFOS含有泡消火薬剤及び補充する泡消火薬剤のいずれと組み合わせても所要の性能を有することが確認されたものであること。
- (3) PFOS含有泡消火薬剤に補充する泡消火薬剤が1種類に限定されていること。

3 PFOS含有泡消火薬剤及び混合使用の適合性の確認

前2、(1)及び(2)については、(一社)日本消火装置工業会のホームページにより確認することができるので参考とすること。